HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	フランスにおける国籍制度と国民概念 (3) : その歴史的考察
Author(s)	館田, 晶子
Citation	北大法学論集, 57(4), 1-23
Issue Date	2006-11-30
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16929
Type	bulletin (article)
Note	論説
File Information	hogakuronshu57-4-1.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

論説

フランスにおける国籍制度と国民概念（三）

――その歴史的考察――

館田晶子

目次

序章
第一節　憲法学にとっての国民概念
第二節　国籍制度の諸相

第三節　外国人の人権論と国籍
第一章　革命期からナポレオン民法典へ　――フランス国籍法成立期――　（以上五五巻四号）
第一節　革命期の「フランス人の資格」と「市民の要件」
第二節　一八〇四年ナポレオン民法典　（以上五六巻五号）
第一款　民事的権利の享有および喪失に関する法律
第二款　外国人を父としてフランスで生まれた子について
第三款　フランス人の資格を放棄した者の子について
第四款　民法典の定める「フランス人の資格」
第五款　検討
第三節　小括　――近代的国籍概念の成立――　（以上本号）
第二章　加重的出生地主義から出生地主義へ
第三章　国籍法制と国民概念
終章

第二節　一八〇四年フランス民法典

第一款　民事的権利の享有および喪失に関する法律

一八〇四年フランス民法典は、章ごとに順次審議され単独の法律として成立した後、これら計三八の法律が一八〇四年三月二一日法律[1]によって統合されることで「フランス人の民法典（Code civil des Française）」として完成された。[2]

いわゆるナポレオン民法典である。

民法典の第一巻は「人（Des personnes）」と題され、その第一編「民事的権利の享受および喪失」のなかで、民事的権利の享有主体としてのフランス人の資格要件が定められることとなった。これは、民事的権利の享受および喪失に関する一八〇三年三月八日法律[3]として成立し、のちに民法典に統合されたものである。

この時期の立法手続は、次のようなものである。まずコンセイユ・デタ（Conseil d'Etat）[4]が法案を政府側の立場から審議し、そののち法案は護民院（Tribunat）に送付される。法案は護民院で批判的に審議検討され、そこから、最終的な法案が立法院（Corps legslatif）に提示され、コンセイユ・デタと護民院それぞれの意見を聴取した上で議決される[5]。のちに民法典第一編となる一八〇三年法律も、この手続に沿って成立している[6]。成立に至るまでには、いくつかの論点をめぐって激しい議論が交わされたが、まず最初に問題となったのが、フランス人の資格を誰に与えるかという点であった。とりわけ、外国人を父としてフランスで生まれた子およびフランス人を父として外国で生まれた子にフランス人の資格を与えるか否については、厳しい対立があった[7]。

以下では、民法典制定過程における「フランス人の資格」をめぐる議論を検証し、この時期のフランスがいかなる者をフランス人として受け入れようとしていたのかを明らかにしたい。

第二款　外国人を父としてフランスで生まれた子について

民法典第一章の草案審議は、一八〇一年七月二五日（共和歴九年テルミドール六日）にコンセイユ・デタで始まった[8]。審議は条文をひとつひとつ順を追って検討するかたちで行われた。まず、民事的権利を享受する者としない者につい

ての三条文が取り上げられた。(9)

草案第一条　フランス人を父としてフランスで生まれたすべての者は、以下の定められた原因によってその行使が失われない限り、フランス民事法に定められた諸権利のすべてを享受する。

草案第二条　フランス人を父として外国で生まれたすべての子は、フランス人である。

祖国を放棄したフランス人を父として外国で生まれたすべての子は、フランスにその住居を定めることを希望する宣言をすることにより、いつでもフランス人の資格を回復することができる。

この宣言はその者が住居を定めようとする自治体（commune）の台帳に記載されなければならない。

草案第三条　民事的権利の行使は、憲法に従ってのみ獲得され保持される市民の資格とは無関係である。

審議では、外国人を父としてフランスで生まれた子の地位をいかに扱うかについて問題となった。上記の通り、草案では血統主義が採用されており、「フランス人を父としてフランスで生まれた者」および「外国で、フランス人を父として生まれた者」をフランス人としていたが、外国人を父としてフランスで生まれた者については定めがなかったのである。

起草委員の Tronchet は、このような者はフランス人になる意思を表明したときにはフランス人とみなされてきたと述べた。また、これに続けて Boulay からは、次のような指摘がなされた。「外国人の息子は、フランスで生まれたのであれば憲法によって政治的諸権利を与えられるのであるから、ましてや彼らに民事的権利を与えるのを拒む理由はない」。(10)(11)

これに対してナポレオンは、「フランスで生まれたすべての者はフランス人」とすべきであると提案する。しかし

Tronchet は、フランスでの出生は民事的権利享受の前提を与えるのみであって、当事者の意思がなければ権利の享受は認めるべきでないと反論した。[12]

血統主義をとる Tronchet と出生地主義をとるナポレオンのそれぞれの主張を具体的に見てみよう。

Tronchet は次のように述べる。

「外国人の子に、その者の同意なくフランス人の資格を与えることはできない。この条件は未成年には関係しない。なぜなら、彼らは意志を持たないからである。しかし、成年にはこれを適用すべきである」。[13]

このように、成年に達したときにフランス人になる意思表示をしたときに初めて、フランス人の資格を与えるので足りるとする Tronchet の見解は、当該本人の意思を重視するものである。

これに対してナポレオンは、国益を考慮すれば出生地主義を採るべきであると主張した。

「民事的権利に関して、彼らをフランス人と認めることに何の不都合があるだろうか。フランス民事法の支配を拡大するという利益があるだけである。従って、外国人を父としてフランスで生まれた者が民事的権利を享受する意思を宣言したときにのみ当該本人はそれを得ると定めるのではなく、その者が正式にそれを放棄するときにのみ、これを喪失させると定めればよい」。[14]

このように述べる具体的根拠として、ナポレオンは次の諸点を挙げる。第一に、彼らをフランス人にしなければ、彼

らに徴兵や公役務を課すことができなくなる。このことはフランスの利害に関わる問題である。第二に、彼らは財産こそ持たないが、少なくともフランス人の精神や習慣は身につけている。第三に、彼らは、各人が自然に持つ愛着を、生まれ落ちた国（すなわちフランス）に対して持っている。第四に、彼らは公役務を負っている。第五に、彼らが海外に財産を持っていれば、その相続により当該財産にフランス法の支配の及ぶところとなる。[15]

以上のようにナポレオンの主張は、国益の観点から外国人をフランス人として取り込むことの必要性を説くものであった。

この段階でのコンセイユ・デタの流れは、ナポレオンの主張する出生地主義に傾いていた。審議ではいくつかの修正案が示されたが、[16]結局この段階で、法案はナポレオンの意を汲み「フランスで生まれたすべての者はフランス人である」と修正された。[17]

法案は、すべての条文について検討を終えたのち、一八〇一年一二月二日に立法院に提示された。[18]プレゼンテーションでは、この規定については次のように説明された。すなわち、フランスは自然かつ自由の地であり、そこに足を踏み入れれば自由になるのであるから、そこで生を受けた者にフランス人の資格を与えることは自然な権利として認められるべきである。外国人をフランス人に取り込むことになるが、[19]これは人口を富ませることになり、ひいては人が集まり定住し社会が維持される基本的要因となる。

しかし、次に法案を審議した護民院では、コンセイユ・デタの法案は激しく批判されることとなった。護民院に提起された議案は、[20]出生地主義を定めた草案第二条の内容を「奇妙な（bizarre）」ものであるとし、これが受け入れられない理由を述べている。その理由は主に二つに集約できる。まずひとつに、出生の偶然性である。出生地主義を採れば、母親がフランスを通過するときにたまたまそこで子が生まれたときであっても、その子はフランス人となることになる。

この場合、子の父や祖父母にとって、フランスは外国である。そこで生まれたという理由のみでフランス人の資格を認めることは、愛着や自らの意思や定住という事実によって祖国が定まるのではなく、そこで生まれたという偶然によって定まることになってしまう。このような結果は受け入れがたいというのである。更にふたつめの理由として、その者がフランスを離れたときの弊害が挙げられる。外国人を父としてフランスで生まれた者がフランスを離れるとき、その者がフランス人の資格を保持し続けるかどうかはその者の意思によるが、放棄しない場合には、外国にいながらフランスでの民事的権利を享受することになり、相互主義的観点から疑問が生じる。[21]

このように、護民院の反発は、草案の規定に従った場合に、そもそも外国人であるべき者が、フランスと結びつきが薄いのにもかかわらずフランス人として扱われる結果を招くことについて、その不合理を説くものであった。

この法案に対してはその他の章についても護民院の反発が大きく、最終的には却下されたため、ナポレオンによって民法制定手続は一時中断された。手続は約半年後に再開され、前回却下されたものと同じ文言の法案が非公式の報告書[22]とともに再び護民院に提示されたが、これに対する護民院立法部（section de législation）の委員会による非公式の意見書[23]では、フランス人の資格を出生地主義に基づいて定めた当該部分については、やはりこれを受け入れがたいとしている。ここで示された理由は、以下に見るように、前述のものとほぼ同様の論理に基づいている。

意見書は、外国人を親としてフランスで生まれた者を、次のように描写する。すなわち、外国人たる親は来訪者でいずれは祖国に帰る存在であり、子たる彼らはそれについていく者であって、おそらくは生涯にわたって再びフランスに戻ってくることはない。このような性質を持つ存在としてとらえた上で、次のような理由で、彼らはフランスとはいかなる繋がりもないとする。第一に、封建主義的出生地主義の考え方は、共和国には存在し得ないため採用できない。第二に、当事者の意思の点から見ても、未成年である以上意思は存在し得ないため、それを測る余地はない。更に第三と

して、事実の点から見ても、一時的に両親がフランスに住居を置いていたというだけのことで、彼らは実際にフランスにとどまっているわけではない。このように、とりわけ出生後フランスを離れる者に関していえば、フランスにおらず公役務も負担しない者に、フランス人としての特権を与えることになるのは不当であるとするのである。[24]

しかしながら、この不都合を解消するために本規定をどのように修正すべきかについては委員会では結論が出ず、[25]結局、意見書は、この規定に関しては削除すべきであるとした。[26]

この意見書を受けて、コンセイユ・デタは護民院との協議ののち改めて審議を行い、[27]最終的な草案を提示した。[28]生来のフランス人の資格については血統主義を採用し、外国人を父としてフランスで生まれた者については、居住要件の充足の下に、成年に達したときにフランス人の資格を請求することができるとした。

最終草案第三条　外国人を父としてフランスで生まれたすべての者は、その者がフランスに居住している場合にはその者がそこに住居を定める意思を届け出、また、その者が外国に居住している場合には、その者がフランスに住居を定めることを承諾し（faire sa soumission）、かつその承諾のときから一年以内にそこに居住することを条件として、成年に達したときから一年のうちにフランス人の資格を請求することができる。

最終草案第四条　フランス人を父として外国で生まれたすべての子は、フランス人である。

この最終草案が立法院に提示されることになるが、[29]そのプレゼンテーションでは、この規定について次のように説明されている。

「偶然にフランスで生まれた（reçoit accidentellement le jour en France）外国人の子に関しては、外国人として生まれたのではないとはいえない。しかし、その初めての視線はフランスの地を見たのであり、初めて母の愛撫を受けて笑い、初めて感動を覚え、初めての感情を育んだのは、そのもてなしを受けた地［＝フランス（引用者）］である。子どもの頃の印象は決して消えることはない。そのような者はみな、人生の間に、その最初の行動、最初の喜びに立ち返るだろう。もし、甘い思い出がその者をとても懐かしくさせていたとすれば、どうして彼に、成人したときにフランス人の資格を請求する権利を拒むことがあるだろうか？　これは養子であり、その者がフランスに定住することを約束しそこに住居を定めようというのなら、拒否すべきではない」[30]

護民院に送られた草案は、公式の審議を経て承認され[31]、その旨が立法院に伝達された[32]。このとき護民院が立法府に対して示した理由の中では、出生地主義をめぐるこれまでの議論が繰り返されている。改めてそれらをまとめれば、以下のようになろう。すなわち、まず、外国人の子は偶然フランスで生まれ、親について祖国に戻っていく者であるということ。それを前提とすれば、そのようにフランスに住むわけでもなくフランスに定住する意思もない者が民事法のあらゆる恩恵にあずかるのは不当に過ぎ、また国家の尊厳にとっても適当ではないこと。そして、民事法（la loi civile）の恩恵は、祖国が事ごとに求める公役務に従事する者にのみ与えられるべきものであること。以上である。

また、立法院は、旧体制下の帰化承認状制度[33]における帰化の要件との対比でも、草案の妥当性を確認する。帰化承認状制度の下では、帰化に際してフランスでの居住が必須要件となっていた。この要件が履行されなかったときは、帰化承認状の交付に伴う権利・資格は喪失される可能性すらあった[34]。立法院は、このように旧来の制度の下で居住要件が重要な意味を持っていたことに言及することで、今回の草案においても、フランスでの居住がフランス人の資格を与

える上で重要な要素となるべきことを論証しようとしたものと思われる。

その上で立法院は、偶然フランスで生まれた者にも国内に居住する意思の表明を条件にフランス方の恩恵を受ける機会を残している本規定を積極的に評価したのである。

第三款　フランス人の資格を放棄した者の子について

コンセイユ・デタでの最初の審議（一八〇一年七月二五日）では、フランス人の資格を放棄したフランス人の子の地位も重要な論点となった。[35]

すでに見たように、起草委員会の草案は、二条第二項で「祖国を放棄したフランス人を父として外国で生まれたすべての子は、フランスにその住居を定めることを希望する宣言をすることにより、いつでもフランス人の資格を回復することができる」としていた。ここで念頭に置かれていたのは、主に革命による亡命者の子である。彼らの法的地位を考察するにあたっては、親である亡命者をどのような存在としてとらえるかが重要なポイントとなった。

この条文に対しても、反対・賛成双方の立場から意見が表明された。法案に反対する立場からは、亡命者はもはやフランス人ではないのだから、フランス人の資格を得るには通常の外国人と同様の要件を満たす必要があるとの反論がなされた。これに対し、草案を擁護する立場からは、亡命者はフランス人の資格を放棄したわけではなく亡命せざるを得なかった者であり、意図的にフランスを離れ祖国を捨てたのではないから、その息子がフランス人に戻ることは差し支えない、と主張された。

この問題は、同年八月二日にも再び審議されている。[36] ここでもやはり、亡命者の子を外国人の子と考えるのか特殊

な地位にあるフランス人の子と考えるのかが議論の対象となり、見解が対立した。祖国を放棄して外国に亡命した者の扱いについては、宗教的亡命者すなわち宗教的対立により亡命を余儀なくされた新教徒の子孫がフランスに戻りフランス人の資格を得る場合について定めたものがあった。[37] コンセイユ・デタの審議では、革命亡命者を宗教的亡命者と同様に解すべきか否かが論じられた。法案に反対する立場の者は、革命亡命者と宗教的亡命者とでは亡命に至る経緯が異なり、またそのフランスに対する感情も異なることを根拠に、直ちに同列には論じられないとした。Regnaud は次のように述べている。

「宗教的亡命者は祖国を放棄したのではなく、亡命を余儀なくされたのである」

「自由意思で新たな祖国を受け入れ、おそらくはその体制を憎みつつフランスを離れ、敵国の権力の下で職を得た者は、フランス人であり続けるのだろうか」[38]

これに対して Tronchet は、このような場合には他のいかなる要件よりも出身地が優先されるのであり、このことはヨーロッパ全体の原則であるとして、法案を擁護した。すでに見たように、Tronchet は外国人を父としてフランスで生まれた子をフランス人とすることには消極的だったが、ここでは積極的な見解を表明している。彼は、出身地の優先を原則とした上で、フランスに居住するという約束に忠実なかぎりにおいてのみ、その者にフランスでの権利の享受を認めるべきである、と主張した。[39] そして、亡命者は外国人とは異なり、本来フランス人として処遇されるべき者であるが、いったん祖国を離れた者である以上、フランス人としての権利を享受するためにはフランスに居住することが条件となる、と主張した。

コンセイユ・デタでは、結局、亡命者の子孫を全くの外国人とするのではなく、一定の要件の下でフランス人の資格を「回復」すべきとする結論となった。ここで検討された結果は第三条第二項として第一回目の立法院への提出がなされた。このプレゼンテーションでは、この点について次のように説明された。

「その者の父がフランス人の資格を喪失していたとしても、息子はなおフランスの血を構成している。父におけるその資格の喪失は個人的なことであって、父の不安定さ又は不品行の結果としてのアクシデントにすぎない。何故息子の誕生がそのこと［父のフランス人の資格の喪失（＝筆者）］で害されることになるのだろうか？　彼がその父の感情を共有せず、彼が自然に定められた祖国に目を向け、そこ［祖国（同）］への愛によってそこに戻ってくるのだというのに、何故そこはその者を外国人として受け入れないというのだろうか？　そこはその者を、家族に再会しようとしている、その出身による特別の計らい（*la faveur de son origine*）を援用する子として扱うべきなのである。これが、法案が従う、まさに自然かつ真実の見解である」（傍点イタリック体・以下同）[40]

この後、護民院にこの問題が提起された際にも、フランス人の資格を喪失した者を父として外国で生まれた子はフランス人の資格を「取得する（acquérir）」のではなく「回復する（recouvrer）」ことが改めて確認されている。

「外国人は［フランス人の資格を（＝筆者）］取得する。しかしフランス出身者は回復する。その者の父はその資格を喪失したが、そのことは、その子の血管に流れるフランス人の血を変質させることは全くない。」[41]

このののち、本条文に関しては特に大きな修正はなく、最終的に法案はつぎのような文言となった。

最終草案第四条第二項　外国で、フランス人の資格を放棄したフランス人を父として生まれた子は、第三条に定められた手続を満たすとき、いつでもその資格を回復することができる。

ここに援用されている第三条（民法典では第九条）は、すでに前款で見た、外国人を父としてフランスで生まれた者のフランス人の資格請求の要件を定めた規定である。当初の草案と要件はほぼ共通しており、当事者がフランスに居住していない場合が追加されたほかは、より精緻化されてはいるものの、その要素はほとんど修正されなかったといえる。法案は立法院に提示され、前述のように、立法院はこれを承認した。

第四款　民法典の定める「フランス人の資格」

以上のように、民法典では最終的に、フランス人の資格について血統主義に基づくしくみが整えられた。以下、重複する部分もあるが、フランス人の資格要件を整理してみたい。また関連するものとして、フランス人の資格喪失の要件についても簡単にまとめておく。(42)

まず第一章「民事的権利の享受」では、民事的権利の行使は市民の資格とは無関係（indépendant）であり、市民の権利は憲法のみに従って取得され、保持されるものであることが宣言されている（第七条）。そして、すべてのフランス人は民事的権利を享受すると定めた上で（第八条）、以下、フランス人の資格要件が挙げられている。

外国人を父としてフランスで生まれた者は、成年に達したときから一年以内にフランス人の資格を請求できる。簡易帰化的な規定である。フランスに居住している者ばかりではなく、その時点で外国に居住している者であっても、フランスに定住する意思を表明して一年以内に実行すれば、この請求は可能である。また、フランスに居住している場合でも、定住意思を表明することが要件となっている（第九条）。

次に、フランス人を父として外国で生まれた者は、他の要件を要せずフランス人であると認められる（第一〇条第一項）。但しこの場合も、外国に住み続けフランスに戻る意思がない場合は、フランス人の資格喪失の対象となる（第一七条）。

次に、外国で、フランス人の資格を放棄した者を父として生まれた子は、その者がフランスに居住している場合には、定住意思を表明することで、いつでもフランス人の資格を「回復する」ことができる。また、現にフランスに居住していない者であっても、フランスでの定住意思を表明し一年以内に実行すれば、フランス人の資格を「回復する」ことができる（第一〇条第二項）。

更に、後述のフランス人の資格喪失要件に該当し資格を喪失した者は、フランス政府の許可を得、フランスに定住することを届出、かつフランスの法律に反するあらゆる栄誉（tout distintion）を放棄することで、フランスに戻りフランス人の資格を回復することができる（第一八条）。

次に、第二章「民事的権利の喪失」では、第一節「フランス人の資格の喪失による民事的権利の喪失」を置き、表題のことについて定めている。

まず、一般的にフランス人の資格が失われる場合が列挙されている（第一七条）。外国への帰化（第一号）、政府の許可のない外国の公職の受諾（第二号）、生まれながらの身分が要求される外国の団体への加入（第三号）、外国に定住し

帰国する意思のないとき（第四号）、である。

また、外国人男性の配偶者となる女性は、夫の身分に従い、フランス人の資格を失うことになる。但し、寡婦となった場合には、フランスに居住しているか、又は外国に居住している場合は政府の許可を得てフランスに戻り定住意思を表明することで、フランス人の資格を回復することができる（第一九条）。

更に、政府の許可なく外国の軍隊に参加した者も、フランス人の資格を喪失する（第二一条第一項）。この場合、政府の許し（permission）がなければフランスに帰国することはできず、また、フランス人の資格を回復するためには、憲法所定の外国人が市民の資格を得るための要件を満たさなければならない（同条第二項）。[43]

フランスの民事的権利を享受すべきフランス人の資格、すなわちフランス国籍の得喪については、以上のように定められた。[44]

第五款　検討

民法典は、フランス人を父としてフランスで生まれた者がフランス人であることは当然の前提として、そこから逸脱する者について、フランス人の資格を与える条件を定めた。そこで採用された原則は血統主義であり、補完的に出生地主義がとられている。

外国人を父としてフランスで生まれた子の法的地位をめぐってコンセイユ・デタで交わされた議論、とりわけ出生地主義を支持する主張とそれを否定する主張との対立は、この後の国籍法改正における議論のなかでも繰り返し見られるものであり興味深いが、ここではまず、血統主義の採用に至った議論の過程から、フランス人の資格が如何なる者に与

えられれるべきとされたのかについて、いくつかの視点から眺めてみたい。

まず指摘できるのは、フランス人の資格要件をめぐる議論の背景にある政治的意図である。この傾向はとりわけ、ナポレオンが強く影響を与えたコンセイユ・デタでの議論に見られる。当時のフランスは、欧州諸国の反革命の包囲網の中にあって、国家の拡大と革命思想の擁護に力を注いでいた。外国人を父としてフランスで生まれた者に関するナポレオンの主張は、このような政治状況を背景として、「国家の利益」を強調するものであり、フランスの国土と権威の拡大という政治的目的に基づいたものである。

また、亡命者の子孫のフランス人の資格「回復」に関する議論においても、宗教的亡命者との対比でその違いが論じられた背景には、反革命の思想がフランス国内に再び持ち込まれる事への強い警戒心がうかがえる。この点については、Vanel の次のような指摘がある。すなわち、とりわけコンセイユ・デタの議論においては、革命期を通じて様々な場面で見られる亡命者への憎悪や、革命の敵である亡命者の子孫が反革命思想をフランスに持ち込みそれを国民に広めることに対する警戒がつよくにじんでおり、革命思想を継承させたいという強い政治的意図が、法理論的価値を民法典に求める機運を上回っていたというのである。[45]

もっとも、前述のように、フランス人の資格の取得に関しては、ナポレオンによる政治的意図を強調した案は、最終的には採用されなかった。[46] 出生地主義的な草案を排除して血統主義が採用されたのは、「国家（フランス）の利益」ではなく、「国民の利益（l'intéret national）」という観点から再検討されたからである。[47]

外国人を父としてフランスで生まれた者にフランス人の資格を自動的に与えるべきでないとされたのは、封建主義を彷彿とさせる出生地主義を忌避するという理由もさることながら、何よりも、彼らがフランスで生まれたという事実は親がフランスにいたという偶然の結果であり、いずれは親と共に出身国に帰る存在であること、つまりフランスに長く

いる者ではないということが最大の理由である。すでに見たように、出生地主義的規定に強い拒否反応を示した護民院の意見[48]からも、それはうかがわれる。また、最終的に立法院が法案を承認した際のGaryによる演説でも、彼らはフランスを去って祖国に戻る者であり、決してフランスに住む者ではないことが強調されている。親たる外国人がフランスに住み続けるであろうことは予定されておらず、そしてその子もまた当然に、フランスで生まれたとしても親に従って帰国する者であるということが、これらの主張の骨子である[49]。

同様の考え方は、フランス人の資格を放棄した者の子の資格回復の規定をめぐる議論でもとられている。コンセイユ・デタでの当初の議論において、父がフランス人の資格を放棄しその結果その者が海外で出生したことは偶然にすぎないとの見解が示されたことは、上述の、外国人を父としてフランスで生まれたことが偶然の所産であるとする見解と表裏をなす論理である。このような、外国で生まれた者が親とともに故郷に戻るであろうという強固な信念は、一八〇一年一二月一六日の護民院への公式伝達の中に典型的に見られる。

「民事的権利は、外国で生まれたフランス出身者にも帰属することになる。このことは、いつの時代にも国是（la maxime nationale）である。（中略）フランス人は常に戻って来る意思を持ち続けている[50]、このことは格言（axiome）として受け継がれている古法（ancienne régle）である」

また、立法院での法案承認に際しての最後の議論でも、第九条と第十条第二項の請求又は届出期間の違いを説明するために、出生の偶然性が強調されている。すなわち、フランス出身者であるはずの第十条第二項該当者は父の都合で不幸にも利益を奪われた者であり当人の意思を越えた事情によりこのような境遇に至ったのであるから、外国人の子であ

る第九条該当者よりも緩やかな条件でフランス人の資格を回復できる、というのがその理由である。[51] 偶然による不幸な境遇を修正するのが第十条第二項である、との位置づけであろう。

ところで、出生地の偶然性と帰国の可能性を強調することは、すなわち、将来のフランスでの居住の可能性の有無を強調することにもつながる。実際、上述の者たちがフランス人の資格を請求又は回復する場合には、定住意思を表明することが要件の一つとなっており、また、生来のフランス人であっても、外国に定住してフランスに帰国する意思がない場合には、フランス人の資格を喪失することになっている。[52] こうしてみると、ここで採用されている血統主義は、将来の居住を重要な要素の一つとしているといえよう。親の居住地での出生は、その者の将来の居住を保証するものではない。出生地とその者の居住地は当然にはイコールではないのである。

(1) Loi du 30 ventôse an XII (21 mars 1804), Code civil des Français.

(2) 正式にナポレオン民法典と称されたのは、一八〇七年から一八一六年までの期間と、一八五二年以降である。民法典成立の経緯については、滝沢正『フランス法第二版』(三省堂・二〇〇二) 七七頁以下に紹介がある。また、フランソワ・フュレ、モナ・オズーフ／河野健二・坂上孝・富永茂樹監訳『フランス革命事典4 制度』(みすず書房・一九九九) 三二二頁以下も参照。

(3) Loi du 17 ventôse an XI (8 mars 1803) sur la jouissance et la privation des driots civils.

(4) 当時のConseil d'Etatは、今日のコンセイユ・デタとは若干性格を異にしており、国務院と訳出されることもある。しかし、本稿では区別せず、今日のものと同様、コンセイユ・デタと表記する。

(5) 滝沢・前掲書 (2) 七一頁、モーリス・デュヴェルジェ／時本義昭訳『フランス憲法史』(みすず書房・一九九五) 七七頁参照。

（6）民法典編纂の準備は革命初期から行われていたが、本格的な取り組みが始まったのは、ナポレオンが登場してからのことである。一八〇〇年八月一二日（共和暦八年テルミドール二四日）に民法典起草委員会が設置され、そこで民法典全編の草案が作成された。この草案は、破毀裁判所（tribunal de cassation）と控訴裁判所（tribunal d'appel）に提示され意見が聴取された。そののち法案は、これら裁判所の意見とともにコンセイユ・デタに送付され、各章ごとに審議が開始された。コンセイユ・デタの審議には、当時第一執政（le premier consul）であったナポレオンも出席し、積極的に議論に関与している。一八〇一年一二月（共和歴一〇年フリメール～ニヴォーズ）、コンセイユ・デタで修正された草案は、コンセイユ・デタによる立法院へのプレゼンテーションを経て護民院に伝達されたが、護民院は草案に対して激しく反発した。ナポレオンは審議を中断し、護民院の改組を行うなどの梃子入れをし、立法作業は約半年を経て再開することになる。護民院とコンセイユ・デタとの間で草案に関して非公式の調整が行われ、コンセイユ・デタで改めて審議がなされた。第一編「民事的権利の享受および喪失」に関しては、一八〇三年二月二五日（共和歴一一年ヴァントーズ六日）にコンセイユ・デタから立法院へ最終草案のプレゼンテーションがなされた。その後、護民院からも審議の結果草案を承認する旨が立法院に伝達され、立法院は即日これを承認し、同年三月一八日（同年ヴァントーズ二七日）、審署がなされた。これら民法制定の経緯は、P.A.Fenet, Recueil complet des traveax préparatoires du Code Civil, Otto Zeller, 1968(réimpression de l'édition 1827) にまとめられている。また、本書を抜粋・編集したものとして、F.Ewald(dir.), Naissance du Code Civil: La raison du légslateur, Flammarion, 1989 がある。なお、滝沢・前掲書（2）、七七～七九頁も参照。

（7）このほか、Ewald(dir.), ibid., p.135 は、主要な論点として次のものを挙げている。まず、フランス在留の外国人に認められるべき民事的権利の範囲である。ここでは、財産没収権や相互主義に大きな関心が寄せられた。次に、刑事罰を受けた者に対する民事死（la mort civile）の問題である。そして最後に、将来の植民地における流刑者の権利の問題である。

（8）Discussion du conseil d'État. Fenet, op.cit.(6), tome septième, pp.3 et s.

（9）ibid., pp.3-4.

（10）ibid., p.4.

（11）一七九九年憲法第三条は次のように定める。「外国人は、満二一歳に達しかつフランスに定住する意思を宣言したのち、引き続き一〇年間フランスに居住したとき、フランス市民となる」。拙稿「フランスにおける国籍制度と国民概念（二）」

北法五六―五（二〇〇六）、二一七四頁も参照。

(12) Fenet, op.cit. (6), tome septième, p.4.

(13) ibid., p.6.

(14) ibid., p.5.

(15) ibid., p.6.

(16) たとえば、ナポレオンの主張をそのままに「フランスで生まれたすべての者は、以下に定められた原因によりその行使を喪失しない限り、フランス民法に由来する諸権利を享受する」としてはどうかという見解や、「フランスで生まれたすべての者は、フランス人である」とするだけで足り、効果は自ずと明らかであるとする提案、「以下の者はフランスにおいて民事的権利を享受する。①すべてのフランス人　②法律により定められた場合における外国人」とする案などが提示されている。ibid., pp.7-8.

(17) ibid., p.124.

(18) Présentation au corps législatif, exposé des motifs par M. Boulay. ibid., pp.138 et s.

(19) ibid., pp.139-140.

(20) Communication officielle au Tribunat, rapport fait par M. Siméon a l'Assemblée générale. ibid., pp.153 et s.

(21) ibid., pp.166-167.

(22) Communication officieuse à la section de législation du Tribunat. ibid., p.591.

(23) Observation de la section. ibid.

(24) ibid., p.592.

(25) 委員会では、あり得る修正案も検討されたが、いずれも採用できないとしている。たとえば、フランス人の資格を与えるに当たって居住要件を課すことや、フランスにいる限りにおいて成年に達するまではフランス人の資格を与えること、等である。しかし、いずれも不都合が強調され、採用には至らなかった。ibid., pp.592-593.

(26) 意見書では、出生地主義を定めるこの規定に関して三つの結論を述べている。第一に、本規定は修正なしには承認できないこと。第二に、これまで検討された修正案はいずれも不都合を解消するものではなかったこと。第三に、規定を修正

するよりも削除した方が不都合が少ないと考えられること。これら三つをふまえて、規定は削除されるべきであるとされた。ibid., p.593.

(27) 護民院の意見書が出されたのち、コンセイユ・デタと護民院双方の立法部は執政官Cambacérès を議長として協議を行い、草案の修正を行った。修正草案はコンセイユ・デタで審議され、外国人を父としてフランスで生まれた者に関連する部分については、修正草案がそのままコンセイユ・デタでも受け入れられ、最終草案となった。ibid., pp.605 et s.

(28) ibid., pp.621 et s.

(29) Présentation au corps législatif, et exposé des motifs par le conseiller d'État Treilhard. ibid., pp.626 et s.

(30) ibid., p.628.

(31) ibid., pp.641-642.

(32) Discussion devant le corps légslatif, discourd prononcé par M. Gary. ibid., pp.642 et s.

(33) 帰化承認状（lettres de naturalite）については、光信一宏「フランス旧体制下の外国人の法的地位に関する覚書－『内国人』、『外国人』、『国籍』－」愛媛法学会雑誌二三－二（一九九六）、八四頁参照。

(34) Fenet, op.cit. (6), tome septième, p.644.

(35) ibid., pp.8-10.

(36) ibid., pp.24-27.

(37) Loi des 9-15 décembre 1790 relative au mode de restitution des biens des religionnaires fugitifs. J.B.Duvergier, Collection complete des lois, décrets, ordonnances, réglements, et avis du conseili-d'état, tome second. A.Guyot, 1824, p.103. ; La nationalité française : Textes et documents, La documentation française, 2002, p.69. 拙稿・前掲論文(11)、二二六九頁参照。

(38) Fenet, op.cit. (6), tome septième, p.9.

(39) ibid., p.9.

(40) ibid., pp.140-141.

(41) ibid., pp.156-157.

(42) v. La nationalité française, op.cit.(37), pp.61-62. なお、草案段階で示され法律として成立した条文番号と、民法典とし

て統合されたときの条文番号とには若干のずれがあるが、本節で挙げる条文番号は民法典として統合された後のものである。

(43) ナポレオン民法典における国籍法部分の立法院への最終プレゼンテーションでは、民法典の規定は憲法の精神に合致していなければならなず、従ってフランス人の資格の喪失要件も、全く同一ではないにしても、一七九九年憲法第四条の定める市民の資格喪失要件に倣っていることが述べられている。Fenet, op.cit. (6), tome septième, p.148.

(44) フランス人の資格要件に該当しない者、すなわち外国人に民事的権利が全く認められなかったかというと、必ずしもそうではない。民法典は、外国人の民事的権利に関して次のような規定を用意していた。まず、外国人一般については、相互主義に基づいて、外国でフランス人が享受できるのと同等の民事的権利を、その国の出身者はフランスで享受することが定められている（第一一条）。また、フランスに住居を定めることを政府によって認められた外国人は、そこに居住する限りにおいて、すべての民事的権利を享受すると定められている（第一三条）。また、フランスに居住していない場合でも、フランス人との訴訟をフランスで訴えることが認められている（第一四条）。

(45) M.Vanel, Histoire de la nationalité francaise d'origine, Imprimerie la cour d'appel, 1945, p.131.

(46) 民法典そのものがナポレオンの梃子入れによって彼の意図が強く反映されたものになったことは、前掲註（6）のとおりである。

(47) v. Vanel, op.cit.(45), p.133. 「国家の利益」を強調する立場からは、国益に叶うか否かという観点からフランス人たるべき者を取捨選択することになるが、「国民の利益」を基調とすれば、まずいかなる性質を持つ者がフランス人であるかを検討することになろう。Vanel は、亡命者の子孫に関する規定が、政治的意図が法的な理由付けを得て形成されたものであることを示唆している。ibid., p.132.

(48) op.cit.(20).

(49) Fenet, op.cit. (6), tome septième, p.645.

(50) ibid., p.155.

(51) ibid., p.645.

(52) ただし、このことはこの時点での血統主義に民族主義的な背景がないということを直ちには意味しない。この問題につ

いては、ここではひとまず留保しておく。

※本稿は、平成一二年度・一三年度文部科学省科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果に基づく、北海道大学審査博士（法学）学位論文（二〇〇一年六月二九日授与）の一部に補筆したものである。